

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年9月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正のを不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1600070 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1600062 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 11 月から昭和 45 年 2 月まで

私は、昭和 44 年 11 月から A 社に勤務していたが、昭和 45 年 2 月、業務中に交通事故に遭い、同社を退社した。その期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金額に反映されるよう請求期間の記録を訂正してほしい。なお、私は、上記の交通事故を支給事由として、現在も労災保険年金を受給している。

第3 判断の理由

B 労働基準監督署の回答によると、請求者が受給している労働者災害補償保険法による障害補償年金は、請求期間より後の昭和 45 年 5 月 * 日に発生した交通事故を支給事由としており、請求期間において、請求者が A 社に勤務していたことを確認することができない。

また、請求期間において、A 社の厚生年金保険被保険者は事業主を含めて 3 人確認できるが、いずれも連絡先が不明であることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険被保険者証の番号に欠番はないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い上、請求者が同僚として氏名を挙げた 2 名については、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、請求者の A 社における雇用保険の加入記録は確認できず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。